

## 25. 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

### 1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

利子税及び還付加算金等の割合を、市中金利の実勢を踏まえて見直しを行う。

(2)内容

利子税特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、利子税等の割合を引下げる。また、地方税における還付加算金等については、国税と同様の扱いとなる。

(3)適用時期

2021年(令和3年)1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用する。

(4)実務のポイント

延滞税は納税猶予等の適用を受ける場合についてのみ改正があり、それ以外の延滞税は早期納付を促す観点から現行通りとなる。

### 2. 改正の内容

(1)利子税等の割合の引下げ

利子税特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、利子税等の割合を次のように引下げる。地方税における還付加算金等については、国税と同様の扱いとなる。

## 2. 改正の内容

		改正前	改正後
利子税	(ア)利子税((イ)以外のもの)	平均貸付割合(注1)+年1% =(特例基準割合)	平均貸付割合+年 <b>0.5%</b> =(利子税特例基準割合)
	(イ)相続税及び贈与税にかかる利子税	利子税の割合(年割合)×特例基準割合 ÷年7.3%	利子税の割合(年割合)×利子税特例基準割合 ÷年7.3%
延滞税	(ア)延滞税((イ)以外のもの)	平均貸付割合+年1%	改正なし
	(イ)納税猶予等を受けた場合の延滞税 (全額免除の場合を除く)	平均貸付割合+年1%	平均貸付割合+年 <b>0.5%</b> =(猶予特例基準割合)
還付加算金		平均貸付割合+年1%	平均貸付割合+年 <b>0.5%</b> =(還付加算金特例基準割合)

(注1)平均貸付割合とは、下記(2)の計算式で得た割合として財務大臣が告示する割合をいう。

### (2) 平均貸付割合の告示時期等

平均貸付割合の告示時期を、各年の「前年12月15日まで」から「前年11月30日まで」に改正するほか、平均貸付割合の計算式を次のように改正する。

#### 改正前

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計

12

#### 改正後

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の合計

12

## 3. 適用時期

2021年(令和3年)1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用する。

#### 4. 参考

2020年(令和2年)の平均貸付割合で計算した場合の利子税等の割合

					改正前	改正後(※1)	
利子税	(ア)利子税((イ)以外のもの)				1.6%	<u>1.1%</u>	
	(イ)相続税及び贈与税にかかる利子税				延納期間	利子税年割合	
	相続税の延納	不動産等の割合が75%以上の場合	①動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%	<u>0.8%</u>
			②不動産等に係る延納相続税額(③を除く)	20年	3.6%	0.7%	<u>0.5%</u>
			③森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%	<u>0.1%</u>
		不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%	<u>0.8%</u>
			⑤不動産等に係る延納相続税額(⑥を除く)	15年	3.6%	0.7%	<u>0.5%</u>
			⑥森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%	<u>0.1%</u>
	不動産等の割合が50%未満の場合	⑦一般の延納相続税額(⑧、⑨及び⑩を除く)	5年	6.0%	1.3%	<u>0.9%</u>	
		⑧立木の割合が30%を超える場合の立木に係る延納相続税額(⑩を除く)	5年	4.8%	1.0%	<u>0.7%</u>	
		⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	5年	4.2%	0.9%	<u>0.6%</u>	
		⑩森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	5年	1.2%	0.2%	<u>0.1%</u>	
贈与税の延納				5年			
農地等に係る相続税の納税猶予(20年営農で免除される者)・医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予				6.6%	1.4%	<u>0.9%</u>	
上記以外の相続税、贈与税の納税猶予(農地等・非上場株式等、山林、特定の美術品、個人の事業用資産)				3.6%	0.7%	<u>0.5%</u>	
物納(税務署での審査期間を除く)				7.3%	1.6%	<u>1.1%</u>	
延滞税	(ア)延滞税((イ)以外のもの)						
	①②以外のもの				8.9%	改正なし	
	②法定納期限から2ヶ月以内等				2.6%		
(イ)納税猶予等を受けた場合の延滞税(全額免除の場合を除く)				1.6%	<u>1.1%</u>		
還付加算金					1.6%	<u>1.1%</u>	

(※1)平均貸付割合は2020年(令和2年)の割合(0.6%)を使用しています。

(出典)「国税庁ホームページ」を一部加筆